

富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市避難所運営体制充実強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所運営訓練 富山市内の一定の地区の居住者及び事業者が地区防災計画及び避難所運営マニュアルに基づき、避難所の開設・運営等を行う訓練をいう。
- (2) 地区防災計画 富山市内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う、該当地区における自発的な防災活動に関する計画であり、次に定めた項目を内容に含んでいる計画をいう。

項目	内容
基本部分	基本方針、活動目標、長期的な活動計画 等
地域特性	社会特性、自然特性、地域の危険箇所、防災マップ 等
活動体制	活動班の設定、各班の班員、連絡網 等
活動内容	平常時の活動、災害時の活動 等
避難所運営	避難所運営のための体制、運営方法 等
保有資機材	資機材の保管場所 等
関係機関	関係機関との連携内容、連絡先 等

(補助金の交付)

第3条 市長は、地域の防災力向上のために行う避難所運営訓練および避難所運営用資機材の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象組織等)

第4条 補助対象組織、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、富山市避難所運営体制充実強化事業計画認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、認定の申請（以下、「認定申請」という。）をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 当該地区の地区防災計画

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(事業計画の認定)

第6条 市長は、認定申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が次の各号に適合すると認めるときは、事業計画の認定をすることができる。

- (1) 継続的に避難所運営に係る活動に取り組むことが見込まれること
- (2) 地域防災力の向上が見込まれること

2 市長は、第1項の事業計画の認定をしたときは、その旨を富山市避難所運営体制充実強化事業計画認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第7条 事業計画の認定期間は3年以上とする。

(交付の申請)

第8条 第6条第2項による通知を受けた者のうち、補助金の交付を受けようとする者は、原則、事業計画に係る当該年度事業を実施する1か月前までに、次に掲げる書類を添えて、富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第5号)
- (2) 当該事業に係る見積書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付決定の通知)

第9条 市長は、第8条に定める交付の申請内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

規則第5条第3項の規定による通知は、富山市避難所運営体制充実強化事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(事業計画変更等の変更交付申請)

第10条 事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市避難所運営体制充実強化事業変更交付申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。この場合において、事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類を添えなければならない。

(事業計画変更等の変更交付決定通知)

第11条 市長は、事業計画変更を承認するときは、富山市避難所運営体制充実強化事業変更交付決定通知書(様式第8号)により、通知を行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第12条に規定する実績報告については、次に掲げる書類を添えて、富山市避難所運営体制充実強化事業補助金実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証の写し
- (4) 納品書もしくは請求書の写し
- (5) 事業実施を証明する写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（額の確定通知）

第13条 規則第13条の規定による通知は、富山市避難所運営体制充実強化事業補助金確定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条に規定する通知の後、申請者から提出される振込依頼書に基づき、補助金を交付するものとする。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年度末をもってその効力を失う
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

※別表（第3条関係）

補助対象組織	補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額
自治振興会単位 で組織された 自主防災組織 (自治振興会)	避難所運営体制 充実強化事業	・避難所運営用資機 材整備に係る費用 ^{※1} ・避難所運営訓練に 係る費用 ^{※2}	連続する3カ年で500千 円（事業費の全部又は一部） を限度とする。 ※千円未満の値は切り捨て

※1 ・地区防災計画で必要とした発電機、投光器等（備蓄食糧、毛布等は除く）の資機材整備費

※2 ・会場使用料や事務用品等、各種訓練に係る経費
・研修会等講師に対する謝金・交通費
・参加者の昼食等の代金を除き、その他事業の実施に必要と認められる経費